

十日町市公共基準点管理保全要綱

平成19年9月25日

十日町市告示第196号

(目的)

第1条 この告示は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき十日町市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において「公共基準点」とは、都市再生街区基本調査によって設置された街区三角点、街区多角点及び節点並びに国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づく地籍調査によって設置した地籍図根三角点、地籍図根多角点及び地籍図根細部多角点とする。

- 2 前項のうち、街区三角点及び地籍図根三角点は2級相当公共基準点とし、街区三角点節点、街区多角点及び地籍図根多角点は3級相当公共基準点とし、街区多角点節点及び地籍図根細部多角点は4級相当公共基準点とする。

(公共基準点の使用手続)

第3条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第1号）により市長に申請し、公共基準点使用承認書（様式第2号）による使用承認を受けるものとする。また、使用後は公共基準点使用報告書（様式第3号）により使用結果を市長に報告するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、地積測量図作成のための測量に関し、土地家屋調査士会は、公共基準点使用に係る包括承認申請書（様式第1号の2）により市長に申請し、公共基準点使用包括承認書（様式第2号の2）による使用承認を受けることができるものとする。また、公共基準点を使用した当該土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は、承認書記載期日までに公共基準点使用報告書（様式第3号の2）により使用結果を市長に報告するものとする。

- 3 第1項の規定による使用承認を受けた者が公共基準点を使用するときは、公共基準点使用承認書、また、第2項の規定による使用包括承認を受けた土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士が公共基準点を使用するときは、当該土地家屋調査士会員の証を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

(工事施工の届出)

第4条 掘削工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式第4号）を市長に提出し、

市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去・移転の承認を申請し、又は協議をする場合は、届出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
- (2) 車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為
- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
- (2) 引照点図又は市長の指示する測量資料
- (3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの）

4 公共基準点付近での工事が竣工したときは、工事施工者は速やかに公共基準点付近での工事竣工報告書（様式第5号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 竣工写真（公共基準点、公共基準点周辺を確認できるもの）
- (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前・竣工後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

6 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者は公共基準点復旧承認申請書（様式第6号）により市長に申請し、公共基準点復旧承認書（様式第7号）による承認を受けなければならない。

（一時撤去及び移転）

第5条 工事施工者（公共基準点の設置されている土地、建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等という。」の行う工事を除く）が、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第8号）により市長に申請し、公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第9号）による承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
- (2) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの）

(3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）

- 3 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要が生じた場合は、土地所有者等は、公共基準点（一時撤去・移転）請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（機能の回復）

第6条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去若しくは移転の請求があった場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

- 2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は、市長と協議のうえ変更することができる。
- 3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損した場合は、前2項を準用する。

（機能回復の施工者）

第7条 公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、土地所有者等による公共基準点の一時撤去若しくは移転の請求があった場合はこの限りではない。

- 2 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続きは、測量法第36条、同第37条第3項、同第40条その他関係法令に基づき十日町市が行う。
- 3 機能回復を図る場合は、測量法第55条第1項に定める測量業者として登録を受けたものが施行するものとする。

（設置工事）

第8条 工事施工者等は、設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に市長と協議しなければならない。

- 2 原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとする。
- 3 工事施工者は、設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。
- 4 工事施工者は、設置工事が竣工したときは、速やかに公共基準点設置工事竣工報告書（様式第11号）を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修し、再検査を受けなければならない。
- 6 市長は、第4項の検査を合格としたときは、GIS（地理情報システム）において異動事項を更新するものとする。

（費用の負担）

第9条 公共基準点の設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取りこわし費用を含む。）及び公共基準点の測量作業に要する費用の負担は、その原因者が負担するものとする。ただし、土地所有者等による公共基準点の一時撤去若しくは移転の請求に係るものはこの限りではない。

（廃点）

第10条 第5条第3項の請求があった場合、市長の判断により公共基準点を廃点することができるものとする。

2 前項の規定により廃点した場合、市長は廃点内容を公共基準点廃点報告書（様式第12号）に記載し、GIS（地理情報システム）において異動事項を更新するものとする。

（公共基準点の維持管理）

第11条 市長は年度ごとに調査時期、調査地区を定め、公共基準点の目視点検を実施し、異状等の有無を公共基準点目視点検報告書（様式第13号）に記載するものとする。

2 前項において、亡失等が確認された場合、第10条第1項及び第2項を準用するものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年十日町市告示第87号）

この告示は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成22年2月24日十日町市告示第22号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月9日十日町市告示第471号）

この告示は、平成24年6月1日から施行する。